

食のイノベーション推進事業業務 委託仕様書

1 実施目的

農水産事業者の「稼ぐ力」を高めるため、マーケットインの視点で多様な業種の企業と農水産事業者が連携し、専門家のアドバイスを受けながらイノベーションを起こし、広島の誇る新商品や新サービスの提供等、新たなビジネスを創発する取組を進める。

2 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) イノベーションとは、モノや仕組み、サービス、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて今までにない価値を生み出し、社会に対して革新的な価値を創造することをいう。
- (2) プロジェクトチームとは、新商品や新サービスの提供等、新たなビジネスを創発するために臨時で組織される集団のことをいう。
- (3) 農水産事業者とは、農業や水産業など第一次産業を生業とする個人又は法人のことをいう。
- (4) 事業者とは、農水産事業者及び企業のことをいう。

3 業務名

食のイノベーション推進事業業務

4 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 事業の趣旨

食のイノベーションに意欲的に取り組む事業者を募集し、その事業者を中心に新たな食ビジネスの発想や実現に向けて必要な事業者とのマッチングを支援してプロジェクトチームを組成し、課題の解決に向けた支援を行うことで、食のイノベーションの成功事例を創発することにより、農水産事業者の稼ぐ力（売上・利益）を高める。

6 成果目標

本事業により、売上額が増加する農水産事業者の経営体数：38経営体

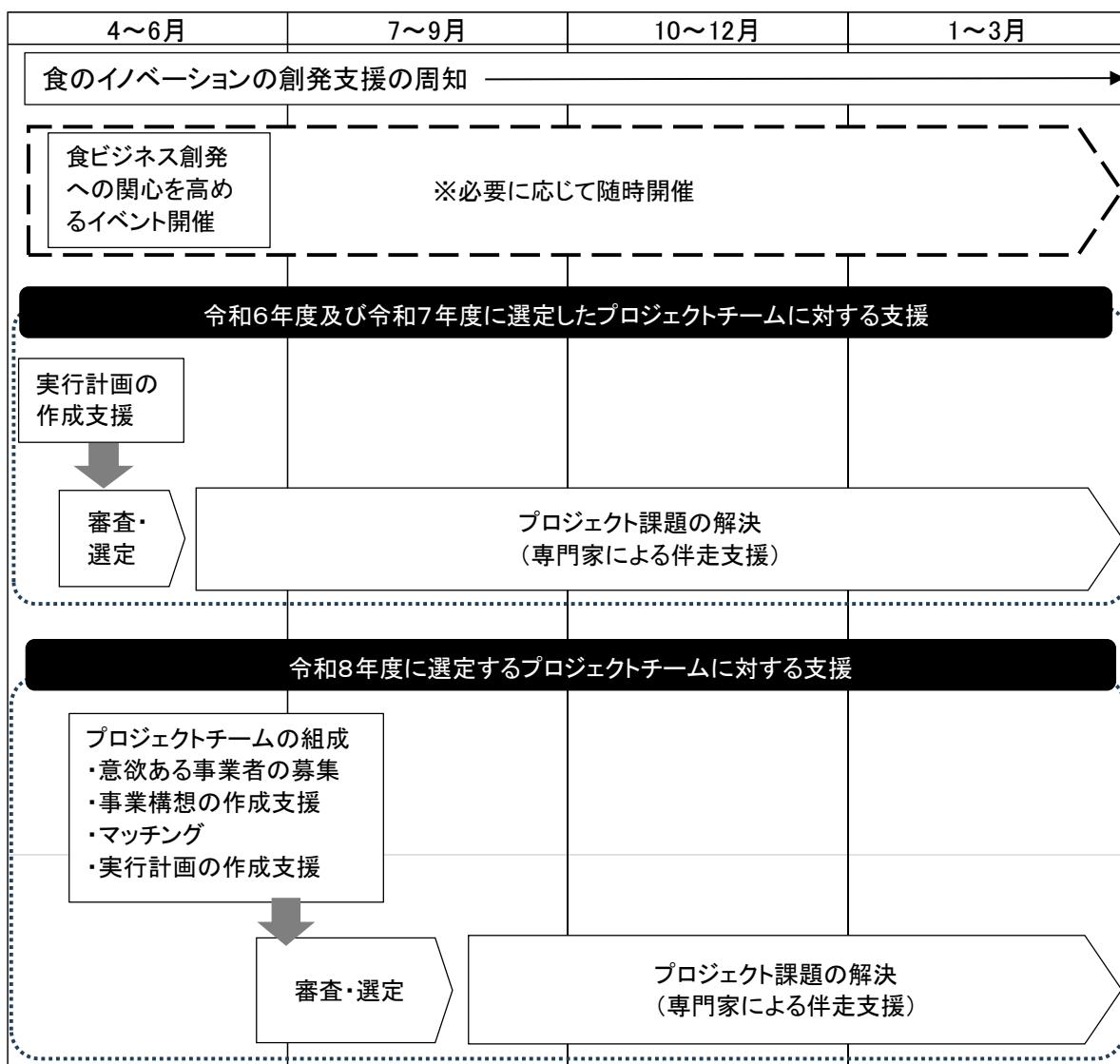
なお、農業経営体は売上1千万円以上、漁業者は売上800万円以上を目指す経営体であり、令和4年度～令和8年度に選定されたプロジェクトチームと連携している経営体とする。

7 委託業務の内容

次に掲げる業務について、食のイノベーション事業の全てに係る管理・運営を県と連携して行うこととする。

- ・ 事業全体の管理・運営
- ・ 食のイノベーションの創発支援の周知及びプロジェクトチームの組成
- ・ プロジェクトチームの実行計画に基づく新たなビジネスの実現

【スケジュール（案）】（協議の上、スケジュール変更についても対応する。）



(1) 事業全体の管理・運営

事業全体の運営方針や実施手法等を定め、それに基づいたマネジメント計画書等、事業開始時に必要となる計画を策定し、運営を行う。具体的業務は以下のとおり。

ア 事業全体の運営方針・実施手法の決定

運営方針・実施手法を策定するにあたり、必要となる以下の検討を行うものとする。

- ・ 共通的運営事項、ルールの洗い出し及び対応方針の検討
- ・ コンプライアンス遵守方針及び知的財産権及び取得データの管理方針の検討
- ・ リスクの洗い出し及び対応方針の検討
- ・ トラブルの際の対応方針の検討
- ・ 管理運営体制や審査体制など組織体制の検討
(審査体制については、県の意見を踏まえることができる体制を組成すること)
- ・ ステークホルダーとの調整、連携体制及びレポートラインの検討
- ・ 県の意見を踏まえたプロモーション手法の検討

イ 事業全体のマネジメント計画書の作成

事業全体の運営方針及び実施手法を基に、マネジメント計画書の作成を行う。計画書は、工程表及び実施体制に加え、プロジェクトチームが円滑に進むための品質、コスト及び納期の途中目標（マイルストーンを含む）と推進にあたってのリスクマネジメント、運営ノウハウを今後の事業推進に展開するためのノウハウ抽出方法についても含めるものとする。

ウ 事業全体の事務局運営

事業全体の運営方針・実施手法、マネジメント計画書などについて、県と協議の上、内容を決定し、計画に基づいて事業全体の事務局運営を行う。なお、計画については、県と協議の上、適宜変更が可能であるものとする。

エ その他の検討事項

以下の各種調査及び調整を行い、マネジメント計画書とともに県に報告する。

- ・ プロジェクトチームのゴール設定及び評価指標の検討
- ・ 提案の選定にかかる評価項目及び評価基準の検討
(農水産事業者の稼ぐ力への貢献性、実現性、革新性及び地域性、並びにみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の促進等)

(2) 食のイノベーションの創発支援の周知及びプロジェクトチームの組成

本事業の周知を図り、意欲ある事業者を募集するとともに、事業構想の作成を支援し、構想実現に向けて必要な事業者とのマッチングを行い、プロジェクトチームを組成する。具体的な業務は以下のとおり。

ア 食のイノベーションの創発支援の周知

本事業への取組促進を図るため、意欲ある事業者に伝わり認知拡大が図られるようプロモーションを行う。

イ 県内外のコミュニティとの連携等によるビジネス創発への関心を高めるイベント開催

意欲的な事業者が集まる県や各市町のコミュニティ等で、新たなビジネスアイデアの創発を促すイベントを2回以上開催する。

- ・ 農水産業の生産現場が抱える課題について参加者に発信すること。
- ・ 令和4年度～令和8年度に選定されたプロジェクトチームの成果をもとに、ビジネス創発の助言を行うこと。
- ・ 本事業への興味・関心を高める内容を盛り込むこと。

ウ 意欲ある事業者の募集・事業構想の作成支援

社会環境変化を捉えた、新たなビジネスの発想と実現に向けた事業構想の作成支援を行う。

- ・ 意欲ある農水産事業者と企業に対する事業構想の作成案内・募集
- ・ 事業構想に必要な項目・様式の作成(項目・様式については県と協議の上、決定する)
- ・ 本事業に興味・関心をもった事業者に対する、応募に必要な事業構想策定に係るアドバイス
- ・ 問い合わせ及び相談などの対応

エ プロジェクトチームのマッチング

ウで作成した事業構想に基づく実行計画の策定にあたり、不足している要素を補うため、事業者とのマッチングを行い、事業化までに必要な体制を整えるための支援を行う。

- ・ ステークホルダーの洗い出し
- ・ 事業化のノウハウ、開発技術、実証体制、設備などアプローチが可能な企業のリストアップ
- ・ マッチング先となる企業の選定及び提案
- ・ 参加企業の間における必要な調整及びフォロー
- ・ プロジェクトチームの構成員及び代表者の県への報告

オ 実行計画の作成支援（目標件数：6件以上）

プロジェクトチームの代表者に実行計画を提出させることとし、必要となる作成支援を行う。

- ・ 実行計画に必要な項目・様式の作成及び策定に係るアドバイス
(項目・様式については、県と協議の上、決定する)

※令和8年度に選定するプロジェクトチームに加え、令和6年度及び令和7年度に選定されたプロジェクトチームについても作成支援を行うものとする。

カ 実証支援するプロジェクトチームの選定（目標件数：3件）

実行計画を作成したプロジェクトチームについて、審査委員会による審査を行い、審査基準を満たす3件を選定する。

- ・ 審査体制の構築（県を体制に含めること）
- ・ 評価項目及び評価基準等に基づく実行計画の整理
- ・ 審査委員会による審査の実施
- ・ 選定候補に係る概要及び選定理由の県への報告
- ・ 実行計画等の内容に対する疑義等の確認、調整

※令和8年度に選定するプロジェクトチームに加え、令和6年度及び令和7年度に選定されたプロジェクトチームについても審査を行うものとする。

(3) 実行計画に基づく新たなビジネスの実現

選定されたプロジェクトチームの実行計画に基づく新たなビジネスの実現に向けて、専門家による課題解決支援等を行う（最長令和10年度までを想定）。具体的業務は以下のとおり。

ア 選定プロジェクトチームの現地実証支援

令和8年度に選定するプロジェクトチームに加え、令和6年度及び令和7年度に選定されたプロジェクトチームについて、個別の管理計画を策定するとともに、伴走支援によって実行計画の進捗状況を管理し、県への報告等を行う。

- ・ 詳細工程管理計画の策定及びリスクマネジメント
(到達段階ごとのマイルストーンや必要額の整理を行う)
- ・ 事業成果に対する評価基準の策定
- ・ 実証内容の構成変更等に伴う変更状況の管理
- ・ 進捗、課題等を把握するための様式（報告書、課題管理票等）の作成
- ・ 中間報告等のマイルストーンを考慮した状況管理

- 各プロジェクトチームの進捗状況に応じた適切な専門家の提案及び派遣
※専門家派遣に伴い発生した費用については受託者が負担する。
- 各プロジェクトチームに応じた事業者とのマッチング
- 各プロジェクトチームからの随時の相談対応
- 現地実証に係る事務及び経理処理の支援
- 問題が発生した場合の指摘や改善提案、調整等の支援

イ 成果報告、成果物の管理

令和8年度に選定するプロジェクトチームに加え、令和6年度及び令和7年度に選定されたプロジェクトチームごとに年度内の成果について整理し、県へ報告する。

- 事業評価の実施（事業の達成度及び課題等の整理）
- 本事業における提案者それぞれの成果物の納品
(商品、サービス、知的財産権、取得データ等、提案者に属するものを除く)
- 発生した知的財産権や取得したデータの報告
- 商品、サービス概要の報告
- 各プロジェクトチームの到達段階や成果、今後の方針等の報告
- 各プロジェクトチームの「売上額が増加する農水産事業者の経営体数」の報告

ウ 成果発表

最終的な事業の成果について、発表を行う。

- 成果発表イベント、プロモーション等の実施

(4) フォローアップ

審査を通過しなかったプロジェクトチームへのフォローアップを行う。

- 今後の方針について聴取し、県へ報告
- 他の実証事業、支援メニュー等への誘導

8 成果物

次の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

成果物名	納期
マネジメント計画書及び工程表	契約締結後 1ヶ月以内
事前相談を受けた内容を整理した資料	選定まで
プロジェクトチームから提出のあった事業構想	選定まで
マッチング候補先の企業リスト	選定終了後
実施したマッチング及び成立したマッチングの一覧	選定終了後随時
プロジェクトチームから提出のあった実行計画	選定まで
選定プロジェクトチームに係る概要を整理した資料	選定終了後
選定プロジェクトチームの詳細な工程や進捗状況を報告する資料	選定後、3週間に1回
実証内容や成果を整理した資料（途中段階も含む）	年度末まで
知的財産権や取得データに関して権利等を整理した資料	年度末まで

(該当ある場合)	
成果発表のための冊子、ウェブサイト等	年度末まで
選定プロジェクトチームごとの農水産事業者の稼ぐ力向上の効果及び売上が増加する農水産事業者数を整理した資料	年度末まで

成果物の納入場所は、広島県農林水産局販売・連携推進課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とし、成果物は全て広島県に帰属する。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

- (1) ドキュメント類については、電子媒体で提供する。
- (2) プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は日本語を使用し作成する。

なお、成果物以外で、本業務の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、本事業において選定プロジェクトチームの構成員となることができない。
- (2) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は県と協議のうえ委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 受託者は、業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で協議し、県の了解を得た場合はこの限りでない。
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (8) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (9) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）における個人情報の取扱いに当たっては個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）を遵守しなければならない。
- (10) 受託者は、本業務におけるイベント等の申込受付において、クラウドサービスを利用する際は、ISMS (ISO/IEC27001) を取得していることに加え、次のいずれかを満たしていることを確認すること。なお、利便性を考慮した上で、この条件を満たさない場合は県との協議の上決定する。
 - ア ISMAP クラウドサービスリストに登録されていること。
 - イ クラウドサービスにおける第三者認証として ISO/IEC27017 及び ISO/IEC27018 を取得していること。
 - ウ クラウドサービスにおける第三者認証として ISO/IEC 27017 及び ISO/IEC27701 を取得していること。
- (11) 事業の周知において Web サイトを構築する際は、次のとおり実施すること
 - ・ システムを構成する機器、ソフトウェア等の脆弱性に関する情報を収集しセキュリティパ

ツチの適用等適切な対応を行うこと。

- ・ システムの安全性・安定稼働に及ぼす影響の高い脆弱性については、判明後速やかに発注者と協議し、可能な限り迅速に対応すること。
- ・ 県への報告の際には、脆弱性に関する取組を含む、セキュリティに係る内容を含めること。
- ・ 脆弱性に関する対応を実施した場合、脆弱性情報・対応内容等について随時報告すること。
- ・ セキュリティ対策にあたり「IPAが公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」に基づき作成されているか確認し、チェックリストを提出すること

10 業務の執行体制（適正な人員配置と責任の明確化）の確保

受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び担当者、その業務所掌範囲を明らかにすること。

11 委託料

25,100千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、次の経費区分を基本とし、区分間で流用する場合は、別途、県と協議すること。

経費区分	内容	金額
事務局経費	事務局運営、資金管理、プロモーション、イベント開催等	10,100千円
実証支援	選定プロジェクトチームの現地実証支援： 2,000千円×6件=12,000千円（令和7年、8年度採択） 1,000千円×3件=3,000千円（令和6年度採択）	15,000千円
合 計		25,100千円

12 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。